

告示一覧

【平成 27 年告示一覧】

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第 1 号

「屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件の告示」

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第 2 号

「火災予防条例に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定について」

「火災予防条例第 3 条第 2 項第 3 号、第 11 条第 9 号及び第 18 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者の指定について」

【平成 28 年告示一覧】

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第 1 号

「消防法第 17 条の 3 の 2 に基づく消防用設備等の検査について消防長が指定する防火対象物の一部を改正する告示」

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第 2 号

「消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく消防用設備等の点検について消防長が指定する防火対象物の一部を改正する告示」

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第 3 号

「火災予防条例に基づく「日本工業規格に適合する避雷設備」として消防長が指定する告示の一部を改正する告示」

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第 4 号

「茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例に基づく喫煙裸火使用又は危険物品持ち込みの禁止場所を消防長が指定する告示」

屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件の告示

告示内容

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示 第1号

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和49年4月1日条例第11号）第42条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件を、次のとおり公告する。

平成27年3月19日

茨城西南地方広域市町村圏

事務組合消防本部

消防長

菅谷保夫

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例第42条の2の規定に基づく消防長が指定する催しの指定

- 1 主催する者が出店を認める露店等が100店舗以上出店する催し

施行日 平成27年4月1日

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定について

告示内容

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第2号

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和49年4月1日条例第11号）第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定の基づき、必要な知識及び技能を有する者」の指定について消防長が定める要件を、次のとおり公告する。

平成27年4月1日

茨城西南地方広域市町村圏

事務組合消防本部

消防長

木村

実



茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者の指定について

平成27年4月1日
消防本部告示第2号

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和49年4月1日条例第11号。以下「条例」という。）第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のとおり指定する。

1 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者として茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）が指定するものは、次に掲げる者又は当該設備の点検整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

（1）液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 石油燃焼機器の点検整備に関する知識及び技能の審査・証明事業認定規程第2条の規定に基づく認定を受けて一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会が行う審査・証明事業により、石油機器技術管理士の称号を付与されている者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）

（2）電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格者を有する者

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第11条第1項第9号（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものは、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこ

れらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
 - (3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会（昭和51年3月18日に社団法人日本内燃力発電設備協会という名称で設立された法人をいう。）が行う自家発電設備専門技術者試験に合格した者（自家発電設備専門技術者）（条例第12条第2項及び第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
 - (4) 一般社団法人電池工業会（平成9年4月1日に社団法人電池工業会という名称で設立された法人をいう。）が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者）（条例第13条第2項及び第4項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
 - (5) 公益社団法人全日本ネオン協会（昭和43年10月31日に社団法人全日本ネオン協会という名称で設立された法人をいう。）が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
- 3 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものは、1（1）アに規定する者又は当該機器の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第1号

消防法第17条の3の2に基づく消防用設備等の検査について消防長が指定する防火対象物の一部を改正する告示

平成28年3月22日

茨城西南地方広域市町村圏

事務組合消防本部

消防長 木村 実



消防法第17条の3の2に基づく消防用設備等の検査について消防長が指定する防火対象物（平成3年茨城西南地方広域市町村圏事務組合告示第22号）の一部を次のように改正する。

本則中「（17）項に掲げる防火対象物で延べ面積が300平方メートル以上のもの及び（18）項」を「（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上もの」に改める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第2号

消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検について消防長が指定する防火対象物の一部を改正する告示

平成28年3月22日

茨城西南地方広域市町村圏

事務組合消防本部

消防長 木村 実



消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検について消防長が指定する防火対象物（平成3年茨城西南地方広域市町村圏事務組合告示第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「（17）項に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの及び（18）項」を「（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000平方メートル以上のもの」に改める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第3号

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例に基づく「日本工業規格に適合する避雷設備」として消防長が指定する告示の一部を改正する告示

平成28年3月22日

茨城西南地方広域市町村圏
事務組合消防本部
消防長 木村 実



茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例に基づく「日本工業規格に適合する避雷設備」として消防長が指定する告示（平成4年茨城西南地方広域市町村圏事務組合告示第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「J I S A 4 2 0 1—1 9 9 2（建築物等の避雷設備（避雷針）」を「J I S A 4 2 0 1—2 0 0 3（建築物等の雷保護）」に改める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第4号

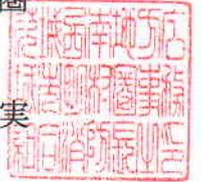
茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例に基づく喫煙、裸火使用又は危険物品持込みの禁止場所を消防長が指定する告示

平成28年6月17日

茨城西南地方広域市町村圏

事務組合消防本部

消防長 木村 実



茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和49年条例第11号）第23条第1項の規定に基づき喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品（以下「危険物品」という。）を持ち込んで서는ならない場所を次のとおり指定する。

1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所

- (1) 劇場、映画館又は演芸場の舞台又は客席
- (2) 観覧場の舞台又は客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び全ての床が不燃材料で造られた客席を除く。）
- (3) 公会堂又は集会場の舞台又は客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）
- (4) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
- (5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗で、売場の面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (6) 映画スタジオ又はテレビスタジオのうち撮影の用途に供する部分
- (7) 自動車車庫又は駐車場（危険物品については除く。）
- (8) 屋内展示場で公衆の出入りする部分
- (9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（居住者が日常生活のために火を使用し、又は危険物品を持ち込む場所及び宗教的行事

等で火を使用する場所を除く。)

2 危険物品を持ち込んではならない場所

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場で前項第1号から第3号までに掲げるもののほか、公衆の出入りする部分
- (2) 舞台を有するキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で前項第4号に掲げるもののほか、公衆の出入りする部分
- (3) 車両の停車場又は船舶の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

付 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。